

令和 年度 市民税・都民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る市民税・都民税（住民税）の課税方式について、所得税確定申告とは異なる課税方式を選択する場合は、この申告書を市民税・都民税の申告書と併せて提出してください。

書き方については、裏面の「記載例」をご参照ください。

1月1日現在の住所：		
現 住 所：		
フリガナ 氏 名：	生年月日： 年 月 日	電話番号：

確定申告した(する)上場株式等の配当等

所得の種類	申告区分	確定申告した(する)額	配当割額控除額(住民税)
上場株式等の配当等	総合課税	円	円
	分離課税	円	円

上場株式等の配当等に係る市民税・都民税（住民税）の課税方式について次のとおり選択します。

(希望する箇所に☑をしてください。)

申告不要 (=申告しない) を選択します。

総合課税を選択します。

住民税で申告する額： 円 配当割額控除額(住民税)： 円

申告分離課税を選択します。

住民税で申告する額： 円 配当割額控除額(住民税)： 円

確定申告した(する)上場株式等の譲渡所得等

所得の種類	申告区分	確定申告した(する)額	株式等譲渡所得割額控除額 (住民税)
上場株式等の譲渡所得等	分離課税	円	円

上場株式等の譲渡所得等に係る市民税・都民税（住民税）の課税方式について次のとおり選択します。

(希望する箇所に☑をしてください。)

申告不要 (=申告しない) を選択します。

申告分離課税を選択します。

住民税で申告する額： 円 株式等譲渡所得割額控除額(住民税)： 円

注意事項 ※必ずご確認ください

- ・住民税において**全て申告不要**を選択される方で、確定申告書の第2表「住民税・事業税に関する事項」の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入している場合、この申告書と市民税・都民税申告書を別途提出する必要はありません（令和3年度税制改正より）。
- ・住民税の税額決定通知書が送達される時まで提出されないものは無効となります。
- ・対象となるのは所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されているものとなります（所得税が20.42%源泉徴収されているもの等は対象ではありません）。
- ・申告の際は、**確定申告書の控え**、および、**年間取引報告書**等をお持ちください。
- ・記載の内容に誤り等があり、上場株式等の所得と判断できない場合、確定申告の内容のまま課税する可能性があります。